

相続のお手続きに 関するご案内

相続人の確定やお手続き方法等をご案内いたします。

- 詳しい内容、お問い合わせはお取引店までお気軽に。

店 名

電 話 番 号

お電話承り時間 月～金曜日(祝日を除く)9:00～17:00

目次 **1 戸籍の収集と相続人の確定**

(1) 相続手続に必要な戸籍謄本等について P.2

(2) 法定相続人の確認について P.5

(3) 戸籍謄本等郵送請求書 P.8

2 遺産分割協議について

(1) 遺産分割協議書作成 P.10

(2) 遺産分割協議書の書式例 P.10

3 当社のお手続きについて

(1) 当社お手続きの流れ P.12

(2) 相続手続依頼書(兼受領書)について P.13

(3) 事前にご用意いただく書類 P.14

(4) あらかじめご確認いただきたい事項 P.16

【ご留意事項】

本案内は2015年1月1日時点の各種法令や当社の社内規程等の定めに従い作成しております。将来、該当する各種法令や当社の社内規程等に変更が生じたとき、当該変更内容が適用されます。

1

戸籍の収集と 相続人の確定

(1) 相続手続に必要な戸籍謄本等について

1 | 被相続人(故人)の戸籍謄本について

相続人を確認するためには、被相続人の「生まれてから亡くなるまでが分かる、連続した戸籍(除籍)謄本」が必要となります。

現在の戸籍謄本の他に、「改製」「婚姻」「転籍」など現在から過去に遡ってご用意いただくよう、お願いいたします。

※戸籍(除籍)謄本は、本籍地があった役所・役場にて取得が可能です。

お住まいの市区町村役所(役場)窓口において、次のように戸籍の発行を依頼してください。
[相続手続で銀行に提出が必要なため、被相続人(故人)の生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍謄本を発行してください]

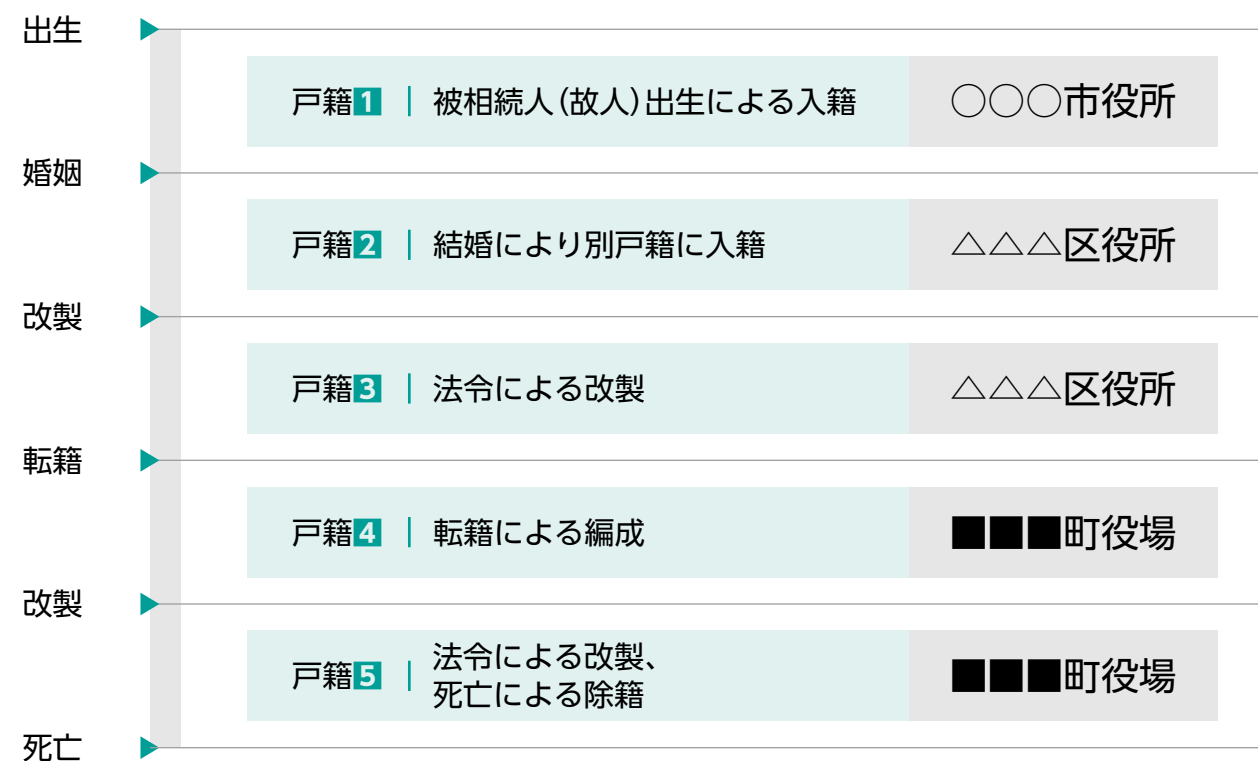
ただし、お住まいの市区町村役所(役場)では、故人が当該市区町村に本籍を置いていた期間分のみ取得可能です。

他の市区町村役所(役場)から結婚、転居等により「転籍」したとき、転籍以前の戸籍は、転籍(結婚、転居)前の当該他の市区町村でのみ取得が可能です。

お住まいの市区町村役所(役場)以外に戸籍謄本類を請求したいとき、交付方法について当該市区町村役所(役場)にお問い合わせください。

(郵送交付が可能な市区町村もあります。ご参考P.8「戸籍謄本等郵送請求書」)

〈例〉次のようなとき、**1**~**5**の戸籍(除籍)謄本をすべてご用意いただく必要があります。



改製原戸籍

戸籍はこれまで何度か改製(作替え)が行なわれていますが、改製の際にはすでに除籍されている人の記載事項は転記されません。したがって、改製後の戸籍には婚姻などで除籍された子どもの記載がありませんので、古い戸籍(改製原戸籍)の提出も必要となります。

近年では昭和32年と平成6年に改製が行なわれています。

転籍前の戸籍(除籍)謄本の取得

本籍地はいつでも好きな場所に移すことができ、これを転籍といいます。

転籍後の戸籍にはすでに除籍されている人の記載事項が転記されないため、被相続人が本籍を移したことがあるケースでは、前の本籍地の除籍簿を調べる必要があります。

具体的には、

- ①被相続人の最後の本籍地の戸籍謄本(または除籍謄本、改製原戸籍)を取得する
- ②その謄本に転籍の記録があれば、前の本籍地で除籍謄本(改製原戸籍)を取得する
- ③さらに転籍の記録があれば、②を繰り返すという手順で、被相続人の出生まで遡ることになります。

2 | 相続人全員の現在の戸籍謄本について

①「被相続人(故人)の戸籍(除籍)謄本」にて相続人であることが確認できるときは不要です。

具体例

配偶者など被相続人(故人)と同一の戸籍にいる方
▶ 同じ戸籍謄本のご提出は不要です。

②相続人の婚姻、転籍や、相続人が養子、代襲相続人、兄弟姉妹など、被相続人(故人)の戸籍謄本で確認できないときは、別に戸籍謄本が必要になります。

具体例

駿河花子さん(相続人 旧姓 鈴木花子さん)の実父(鈴木一郎さん)が死亡したケース

実父の戸籍の記載

「平成〇〇年〇〇月〇〇日 駿河太郎と婚姻 夫の氏の新戸籍編成につき消除」

現在の氏名

駿河花子さんの姓が婚姻により被相続人の戸籍から別の戸籍へ入籍しているケース
▶ 現在の戸籍謄本をご提出ください
「平成〇〇年〇〇月〇〇日 駿河太郎と婚姻 父鈴木一郎戸籍より入籍」

- ※1) 調停分割・審判分割、または遺言執行者による手続きのケースでは、必要となる戸籍謄本の範囲が①②とは異なることがありますので、窓口にご確認ください。
- ※2) 戸籍謄本類は、戸籍のある各市区町村役所(役場)で入手できます。交付方法については、当該市区町村役所(役場)にお問い合わせください。(郵送交付が可能な市区町村もあります)

(2) 法定相続人の確認について

相続のお手続きを行なうためには、亡くなられた被相続人の相続人(法定相続人)を戸籍謄本により明らかにする必要があります。

亡くなられた方にはそれぞれのご家族の状況に応じた法律上の相続人が存在します。

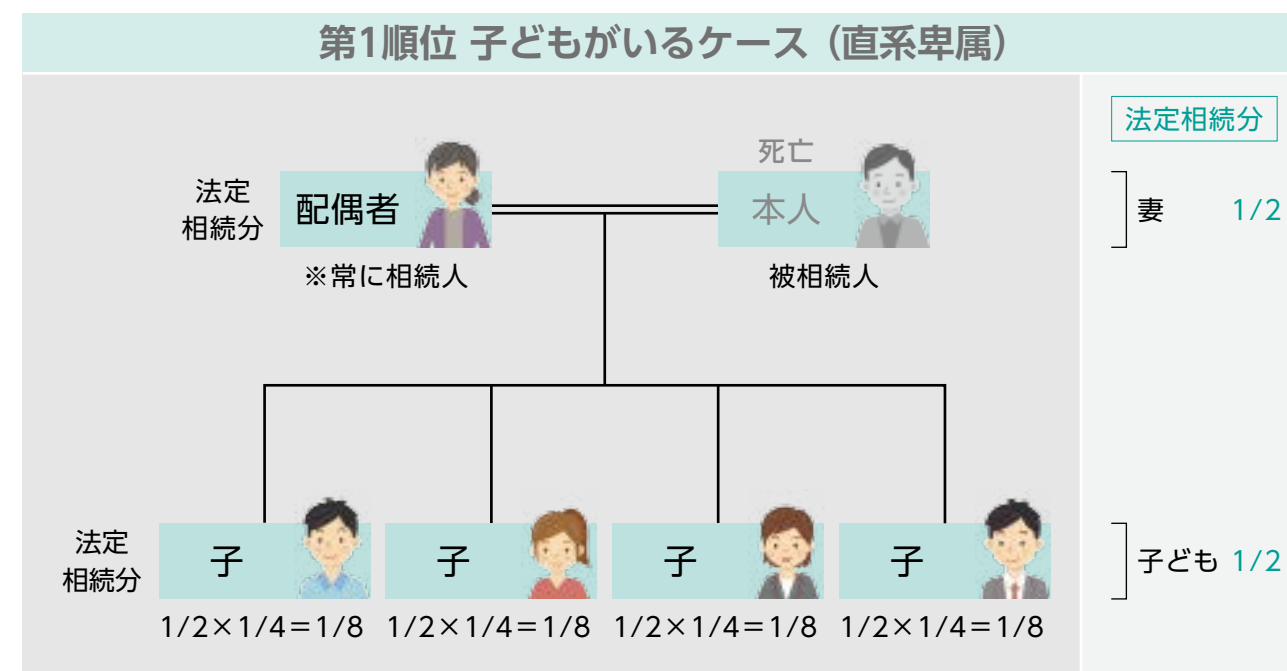
相続人を特定される際は、この表をご参照ください。

POINT

相続人の範囲

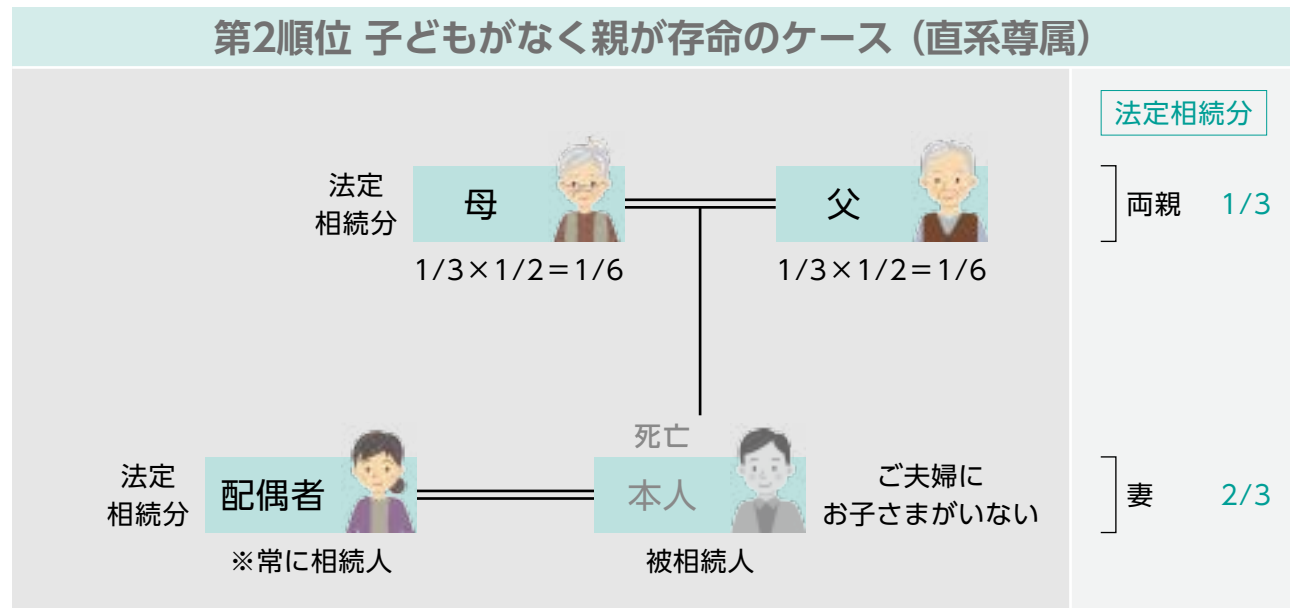
- 配偶者は常に相続人になります。
- 配偶者がいるケースでは、配偶者と共に第1順位～第3順位の優先順位で相続人となります。

ケース 1 妻と子どもが相続するときの法定相続分



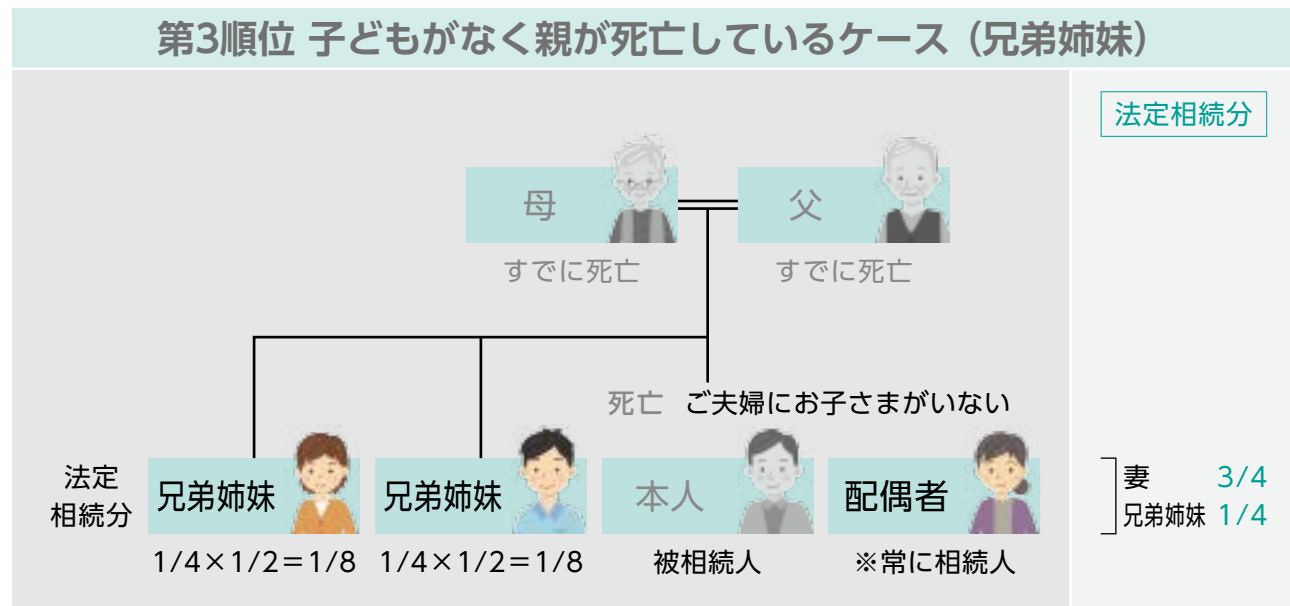
(注) 被相続人の戸籍謄本は、出生から死亡まで連続した戸籍謄本がすべて必要です。これに加え、被相続人との関係を示す相続人全員の現在の戸籍謄本等、書面のご提出が必要です。

ケース 2 妻と父母が相続するときの法定相続分
(被相続人に子どもや孫がないとき)



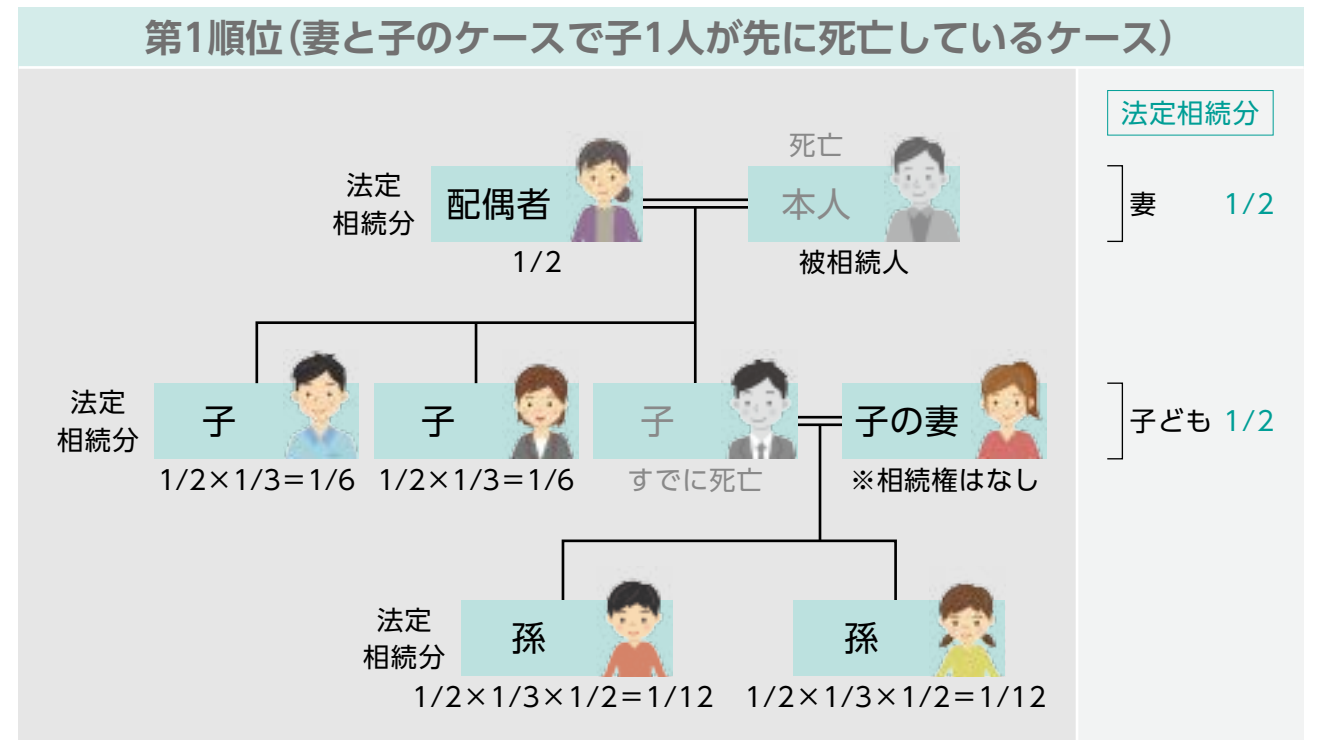
※父母が死亡しているケースで祖父母が存命であれば、祖父母が相続人となります。

ケース 3 妻と兄弟姉妹が相続するときの法定相続分
(被相続人に子どもや父母がないとき)



(注) 未婚者で子がないとき、第3順位として兄弟姉妹が相続人です。
第3順位における戸籍謄本は、被相続人の出生から死亡まで連続したものに、被相続人の両親の出生から死亡まで連続した戸籍謄本についてもすべて必要となります。
さらに、兄弟姉妹が死亡しているケースでは、そのお父さま(おい・めい)が代襲して相続人となります。

ケース 4 妻と子どもと孫(代襲相続人)が相続するときの法定相続分



(3) 戸籍謄本等郵送請求書

戸籍謄本等郵送請求書

市区町村長 殿 平成 年 月 日

① 請求者	住所			
	フリガナ 氏名	印	昼間連絡のとれる電話番号を記入してください TEL - -	
	請求書を必要とする者との関係 (○をつけてください)	本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母 その他()		
② 必要な者の戸籍	本籍			
	氏名 (筆頭者)			
	戸籍抄本などの場合は必要な人の氏名			
③ 請求書類		謄 本	抄 本	手数料(税込)
	戸 籍	通	通	1通 円
	除 籍	通	通	1通 円
	改製原戸籍	通	通	1通 円
④ 用途ほか	相続関係手続に使用するため。 必要な者②が貴市区町村に在籍した全期間(連続しているもの)の謄本をお願いします			
交付手数料(定額小為替) 円・返信用切手 円を同封します。				

※本籍地のある市区町村に送付(請求)してください。

この用紙による請求方法

下記の①②③を同封して郵送してください。

①【戸籍謄本等郵送請求書】

②【返信用封筒】

- ・切手を貼り、請求者の住所と氏名をはっきり記入してください。
(複数の通数を請求される場合は事前に切手金額を照会してください)

③【交付手数料】

- ・請求する際に金額を請求先に確認してください。
- ・郵便局で手数料分の「定額小為替」を購入してください。

***詳しくは、本籍地市区町村の戸籍の係にお問い合わせください。**



(1) 遺産分割協議書作成

- 1) 被相続人が財産をどのように分割するかを決める「遺言」を残さなかったとき、遺産の分割は相続人全員の話し合い(分割協議)で決めることとなります。
このとき、法定相続割合は法律が定める分割上の目安であり、法定相続人が合意するときは、法定相続分によらない分割も可能です。
- 2) 被相続人のすべての財産が分割の対象になりますが、すでに生前贈与された財産、遺贈財産なども考慮して協議を行いません。財産の内容や相続人の状況、その他すべての事情を考慮して遺産の分割を協議し、財産の価値に応じて分割することとなります。
- 3) 相続人全員の合意に基づいて「遺産分割協議書」を作成します。

(2) 遺産分割協議書の書式例

遺産分割協議書

被相続人A(平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡)の遺産につき、同人の相続人全員において分割協議を行なった結果、各相続人は次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

1. 相続人甲が取得する財産
(1)土地
 所在
 地番
 地目
 地積
(2)建物
 所在
 家屋番号
 種類
 構造
 床面積
2. 相続人甲、相続人乙、相続人丙は、下記のとおり取得する。
(1)スルガ銀行〇〇支店に対する預金債権は、相続人 甲と相続人 乙
(2)ゆうちょ銀行に対する貯金債権は、相続人 丙
3. 相続人甲は被相続人Aの葬儀費用、未払租税公課、その他相続債務の全部を負担する。
4. 上記以外の財産が後日見つかったときは、当該財産は〇〇〇〇〇〇〇〇とする。
以上のとおり、相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、各自自署捺印のうえ1通ずつ保有する。

平成 年 月 日

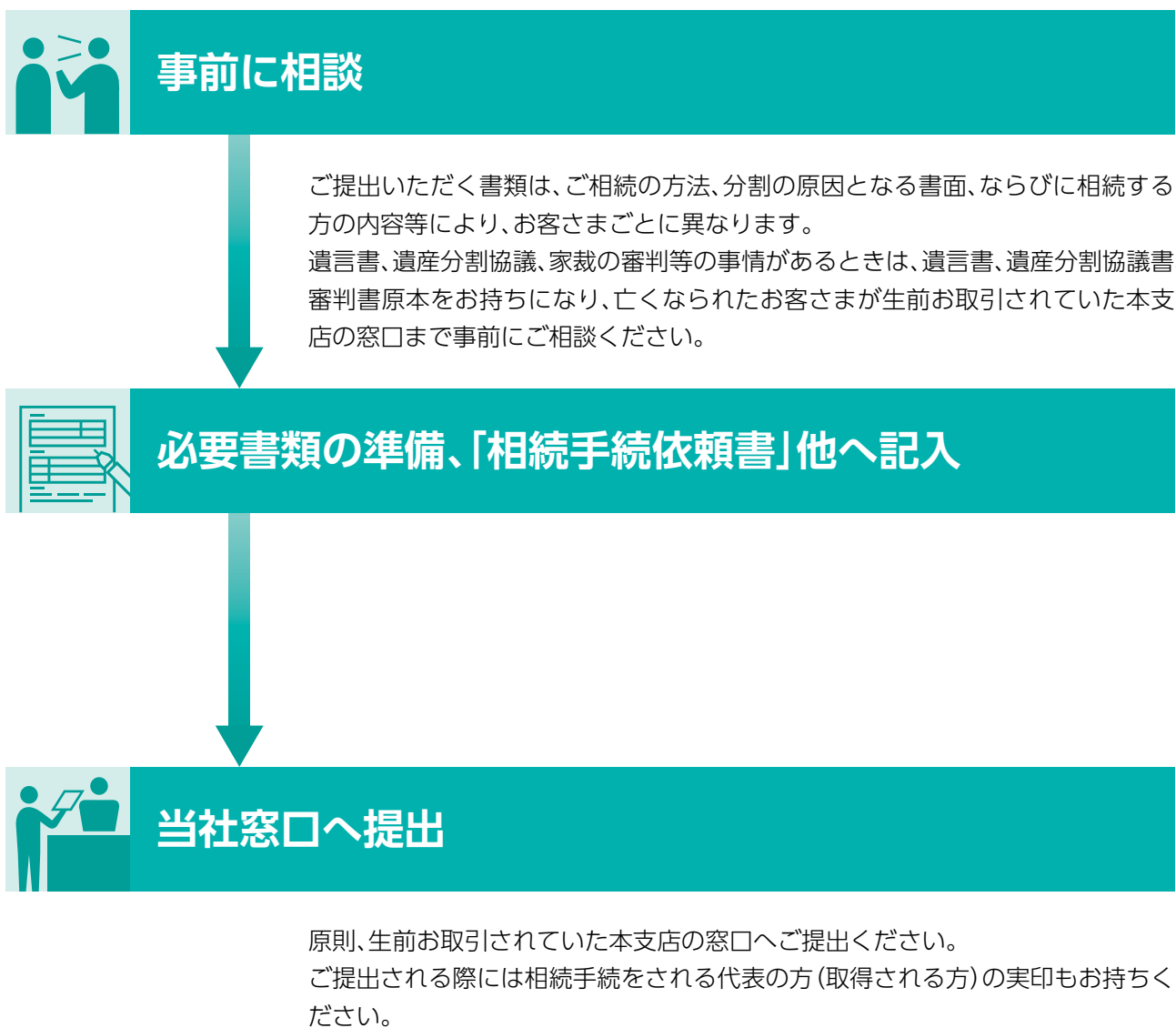
相続人 甲	住所	
	氏名	実印
相続人 乙	住所	
	氏名	実印
相続人 丙	住所	
	氏名	実印

3

当社のお手続き について

(1) 当社お手続きの流れ

お手続きの流れは以下のとおりです。



※残高証明書発行のお手続き

- ご準備いただくもの
 - ・戸籍謄本など、被相続人(故人)の死亡の事実ならびにご依頼人が相続人であることを確認できる書類
 - ・ご依頼人の実印ならびに印鑑証明書
 - ・ご依頼人が公正証書遺言もしくは家庭裁判所の審判にて遺言執行者に選任されているときに限り、それぞれの資格が確認できる書類
- ご記入いただく依頼書
 - ・残高証明書発行依頼書(店頭にて窓口担当者にお問い合わせください)

(2) 相続手続依頼書(兼受領書)について

- 依頼書には、記入例のとおり相続関係者の方全員がご署名・捺印してください。

相続人(関係者)署名欄

以下、それぞれのケースにより署名者や人数が異なります。

店頭窓口にご用意している記入見本を参考にさせていただき、対象者全員がご署名・捺印ください。

- 遺産分割協議書なし
- 遺産分割協議書あり
 - (1) 特定の預金を特定の相続人に指定あるとき
 - (2) 預金の「何分の1を誰々に」という包括的な分割のとき
- 裁判所の調停・審判
- 公正証書遺言あり
 - (1) 遺言執行者あり (2) 遺言執行者なし
- 公正証書でない遺言あり
 - (家庭裁判所の検認が必要)

- 相続人の方の中に、未成年や被成年後見人の方がいるときは、生前お取引されていた本支店にお問い合わせください。

- 遺言書・審判書等があるときは、事前に原本を生前お取引されていた本支店にお持ちのうえご相談ください。

《自筆証書遺言の場合》

家庭裁判所の検認手続き完了後の原本をお持ちください。

- 記入要領

日付記入欄

日付は、手続き当日にご記入いただきます。

おなまえ(被相続人)等記入欄

亡くなられた方(預金者)のお名前と、亡くなられた日をご記入ください。

- 依頼書1.~6.の記載方法

- 相続方法
 - (1) 相続の方法に○をお付けください。
 - (2) 相続人が複数のとき、代表で相続される方のお名前を、他の相続の方がご記入ください。
- 被相続人(故人)の通帳・証書等
通帳等が見つからないときには、記入見本を参考にしてお記入ください。
- 相続する預金の明細ならびに取扱内容
口座ごとに取扱内容をご決定のうえ、記入見本を参考にしてお記入ください。
- 相続する保護預り債券の明細ならびに取扱内容
銘柄ごとに取扱内容をご決定のうえ、記入見本を参考にしてお記入ください。
- 証券投資信託受益証券等の表示・取扱方法
ファンドまたは口座ごとに取扱内容をご決定のうえ、記入見本を参考にしてお記入ください。
《依頼書3.~5.について》
残高、数量(口)等は、手続き当日にご記入いただきますので、事前の記入は不要です。
- 貸金庫の番号ならびに取扱内容
開閉と受取りにあたっては、相続関係者全員の立会いが必要です。
(欠席の時は委任状が必要です)
《貸金庫の手続きについて》
貸金庫の手続きの際には、事前にお取引店にご連絡をお願いします。

(3) 事前にご用意いただく書類

No	チェック	ご提出書類等	ご説明事項	入手先
1	<input type="checkbox"/>	相続手続依頼書(兼受領書)(書式10001)	<ul style="list-style-type: none"> 当社に相続方法等をお届けいただく書類です。(相続預金の受領書を兼ねます) 	当社窓口
2	<input type="checkbox"/>	被相続人(故人)の方の戸籍(除籍)謄本 ※調停による分割のときご提出は不要です	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人(故人)の方の「生まれてから亡くなるまでが分かる、連続した戸籍(除籍)謄本」をご用意ください。 	本籍所在の市区町村役場
3	<input type="checkbox"/>	戸籍謄本 ※調停による分割のときご提出は不要です	<ul style="list-style-type: none"> 現在の戸籍謄本をご用意ください。 相続方法により必要な範囲が異なります。 	本籍所在の市区町村役場
4	<input type="checkbox"/>	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> 発行日から3か月以内のものをご用意ください。 相続関係者(相続人・受遺者等)の印鑑証明書が必要です。 海外に居住している方で印鑑証明書が取得できない方は、大使館・領事館の「サイン証明の手続き」を受け、あわせて「在留証明書」をご提出ください。 	市区町村役場
5	<input type="checkbox"/>	通帳・証書、キャッシュカード・貸金庫鍵等	<ul style="list-style-type: none"> 通帳、証書、キャッシュカード等が不明の時は、相続人代表者の方に当社へ喪失届をご提出いただきます。 	お客さま

No	チェック	ご提出書類等	ご説明事項	入手先
6	<input type="checkbox"/>	実印	<ul style="list-style-type: none"> 相続人代表者の方はご来店時に実印をお持ちください。 	お客さま
7	<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書	<ul style="list-style-type: none"> 原本をお持ちください。また相続人全員の印鑑証明書が必要になります。 ※印鑑証明書は協議書を作成した日を基準に3か月以内のものをご用意ください。 	お客さま(相続人)が作成
8	<input type="checkbox"/>	遺産分割調停書謄本	<ul style="list-style-type: none"> 調停による遺産分割をされる場合は、調停書謄本をご提出ください。 	家庭裁判所
9	<input type="checkbox"/>	遺産分割審判書謄本および確定証明書	<ul style="list-style-type: none"> 審判による遺産分割をされる場合は、審判書謄本と確定証明書をご提出ください。 	家庭裁判所
10	<input type="checkbox"/>	遺言書 遺言検認調書謄本	<ul style="list-style-type: none"> 自筆証書遺言は原本を、公正証書遺言は正本または謄本をご提出ください。 自筆証書遺言は家庭裁判所の検認が必要となります。 	被相続人が作成 家庭裁判所
11	<input type="checkbox"/>	遺言執行選任証明書 または 選任審判書謄本	<ul style="list-style-type: none"> 遺言執行者の指定がない遺言書があり、家庭裁判所へ選任申立てを行ったときにご提出ください。 	家庭裁判所

※7~11の書類については、該当ある際にご用意ください。

(4) あらかじめご確認いただきたい事項

1 | 相続人について

No	チェック	ケース	ご説明	入手先
1	<input type="checkbox"/>	相続放棄された方がいる	「相続放棄申述に対する受理証明書」または「審判書謄本」をご提出いただきます。 ※相続手続は相続を放棄された方を除外して行ないますので、確認書類で放棄の事実を確認します。	家庭裁判所
2	<input type="checkbox"/>	相続人に未成年者がいる	親権者の方によるお手続きとなります。ただし、親権者ご自身も相続人となる場合は、特別代理人の選任が必要です。	家庭裁判所
3	<input type="checkbox"/>	相続人に被成年後見人がいる	成年後見人の方によるお手続きとなります。ただし、成年後見人ご自身も相続人となる場合は、特別代理人の選任が必要です。	家庭裁判所
4	<input type="checkbox"/>	自筆証書の遺言書で相続人以外の方が遺贈を受けるとき ※公正証書遺言の場合、ご提出は不要です	原則、相続人全員のご承諾を得たうえで、受遺者によるお手続きが必要となります。以下の書類をご提出いただく必要がございますので、当社窓口へお問い合わせください。 相続手続依頼書(兼受領書)(書式10001)または同意書(書式10819)	当社窓口
5	<input type="checkbox"/>	その他	その他の事例につきましては当社窓口にお問い合わせください。	

2 | 相続のお手続きについて

No	チェック	ケース	ご説明	書類等
1	<input type="checkbox"/>	被相続人(故人)の口座等を名義変更し、引き継ぎたい	口座等を引き継がれる方によるお手続きが必要となります。今後使用されるご印鑑および運転免許証等の本人確認資料をご用意のうえ、ご本人による必要書類への記入が必要となります。	当社所定の用紙
2	<input type="checkbox"/>	葬儀費用、公共料金の引落しを相続手続完了時まで続けたい	相続財産の分割協議が整うまでの間、葬儀費用、電気料・電話料等やむを得ない公共料金に限ります。相続人全員のご署名・ご捺印が必要です。	念書(書式10005)
3	<input type="checkbox"/>	住宅ローン等の借入の返済を相続手続完了時まで続けたい	相続財産の分割協議が整うまでの間、住宅ローン等のご融資金に限ります。相続人全員のご署名・ご捺印が必要です。	念書(書式31059)
4	<input type="checkbox"/>	貸金庫の契約がある	<ul style="list-style-type: none"> 貸金庫を相続することとなった相続人等全員の立会いが必要です。立会えない方には当社所定の委任状を提出していただきます。 遺言書・遺産分割協議書等で貸金庫に関し分割協議がないときは、法定相続人全員の立会いが必要です。 	貸金庫解約証(書式22015-2) 委任状(書式10381)
5	<input type="checkbox"/>	投資信託・保護預り債券等がある	お手続き内容により書類が異なりますので、窓口でご確認ください。	当社所定の用紙
6	<input type="checkbox"/>	その他	その他の事例につきましては当社窓口にお問い合わせください。	当社窓口